

理事・監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

制定 令和3年6月25日

社会福祉法人 岩蔵の郷における、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給については、定款第8条及び第21条で定める下記の取扱いによる。

記

- 理事 無報酬
- 監事 無報酬
- 評議員 無報酬

以上